

中華人民共和国独占禁止法

李 智基・加藤幸英 (訳)

中華人民共和国主席令116号

(2022年6月24日に、第13次全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会第35回会議において、「全国人民代表大会常務委員会（關於修改（中華人民共和国独占禁止法）の決定）」を通過させた。当該改正法は2022年8月1日より施行される。

中華人民共和国独占禁止法

(2007年8月30日第10次全国人民代表大会常務委員会第29回会議通過、2022年6月24日第13次全国人民代表大会常務委員会第35回会議『中華人民共和国独占禁止法の決定に関する修正』に基づく)

中華人民共和国独占禁止法

目次

- 第1章 総則
- 第2章 独占協定
- 第3章 市場における支配的地位の濫用
- 第4章 企業結合
- 第5章 行政権力濫用による競争の排除、制限

第6章 独占行為の嫌疑に対する調査

第7章 法的責任

第8章 附則

第1章 総則

第1条 独占行為を予防し、阻止し、市場の公平な競争を保護し、イノベーションを促進し、経済運営の効率を高めて、消費者の利益と社会の公共利益を確保し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するために、本法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の経済活動における独占行為に対して、本法を適用する。中華人民共和国国外の独占行為については、国内の市場競争に対して排除、影響が生じる場合は、本法を適用する。

第3条 本法に定める独占行為には次の各号を含むものとする。

- (1) 事業者が独占協定を締結すること。
- (2) 事業者が市場支配的地位を濫用すること。
- (3) 競争を排除、制限する効果をもたらす若しくはもたらしうる事業者を企業結合させること。

第4条 独占禁止の業務は中国共産党による指導を維持する。

国家は、市場化、法治化の原則を維持し、競争政策の基礎的地位を強化し、社会主義市場経済に相応する競争の規則を制定し、実施し、全体における規制を完全なものとし、統一的、開放的、競争的で且秩序ある市場体制の健全化を図る。

第5条 国家は、健全的で公平な競争審査制度を整備する。

行政機関と法律、法規により、公共事務を管理する権限を与えられた組織は、市場主体の経済活動に関わる規定を制定するとき、公正競争の審査を行わなければならない。

第6条 事業者は公平な競争、自発的な連合を通じ、法に基づき企業結合を実施し、事業規模を拡大し、市場競争力を向上させることができる。

第7条 市場において支配的地位を有する事業者は、市場支配的地位を濫用してはならず、競争を排除、制限してはならない。

第8条 国有経済が支配的地位を占め、国民経済の生命線と国家の安全に関連する業界及び法に基づき専業専売を行う業種に対し、国家はその事業者の合法的な事業活動を保護し、且つ事業者の事業活動及びその商品と役務の価格に対して法に基づき監督管理と調整規制を実施し、消費者の利益を守り、技術の進歩を促進する。

前項に定める業種の事業者は、法に基づき経営し、誠実に信用を守り、厳格に自制し、社会公衆の監督を受けなければならない。その支配的地位または専業専売の地位を利用して、消費者の利益に損害を与えてはならない。

第9条 事業者はデータと計算方法、技術、資本及びプラットフォームのルールによる優越性を利用して本法による禁止されている独占行為を行なってならない。

第10条 行政機関と法律、法規が権利を付与する公共事務を管理する機能を有する組織は、行政権力を濫用してはならず、競争を排除、制限

してはならない。

第11条 国家は、独占禁止制度を健全なものにし、独占の監督の力を強化し、監督管理の能力と監督管理の体制の現代化を高め、独占禁止の法の執行と司法を強化し、法に基づいて独占禁止事案を公正かつ高い効率で審理し、行政執行と司法と連携を健全化し、公平な競争秩序を維持する。

第12条 国務院は、独占禁止委員会を設立し、独占禁止業務を組織、協調、指導に責任を負わせ、次の職責を履行する。

- (1) 競争に関連する政策の立案を検討する。
- (2) 組織、調査を行い、市場の総体的な競争状況を評価し、評価報告を公表する。
- (3) 独占禁止のガイドラインを制定、公布する。
- (4) 独占禁止の行政の法律執行業務を調整する。
- (5) 国務院が定めるその他の職責。

国務院独占禁止委員会の構成と業務規則は国務院が定める。

第13条 国務院の定める独占禁止法執行業務を担当する機関は、独占禁止法の全ての執行業務に責任を負う。

国務院独占禁止法執行機関は、業務の必要に基づき、省、自治区、直轄市の人民政府の相応の機関に権利を付与することができ、本法の規定に基づき、関連の独占禁止法の執行業務の責任をもって行う。

第14条 業界協会は、業界の自制を強化しなければならず、当該業界の事業者の法に基づく競争、経営のコンプライアンスを遵守し、市場競争の秩序を守らなければならない。

第15条 本法にいう事業者とは、商品の生産、経営、またはサービスの提供に従事する個人、法人とその他の法人ではない組織を指す。

本法に言う関連市場とは、事業者が一定の期間内に特定の商品またはサービス（以下、「商品」と総称する）につき、競争を実施する商品の範囲と地域の範囲を指す。

第2章 独占協定

第16条 本法にいう独占協定とは、競争を排斥、制限する協定、決定又はその他協調行為を指す。

第17条 競争関係にある事業者が次の各号の独占協定を締結することを禁止する。

- (1) 商品価格を固定或いは変更すること。
- (2) 商品の生産量或いは販売量の制限をすること。
- (3) 販売市場或いは原材料調達市場の分割をすること。
- (4) 新技術、新設備の購入或いは新技術、新製品の制限をすること。
- (5) 結託して取引を排斥すること。
- (6) 国務院の独占禁止法執行機関が認定するその他の独占協定を締結すること。

第18条 事業者が取引の相手方と次の各号の独占協定を締結することを禁止する。

- (1) 第三者へ転売する商品の価格を固定すること。
- (2) 第三者へ転売する商品の最低価格を制限すること。
- (3) 国務院の独占禁止法執行機関が認定するその他の独占協定を締結す

ること。

前項第1号と第2号に定める協定は、事業者がその競争の排除、制限の効果を持たないことを証明することができる場合には、禁止しない。

事業者はその関係市場の市場シェアが国務院の独占禁止執行機構から規定する基準に下回ることを証明することができ、且国務院の独占禁止執行機構が規定するその他の条件を満たす場合、禁止しない。

第19条 事業者はその他の事業者を組織して独占協定を締結すること
或いはその他の事業者と独占協定の締結によって実質的な援助となるものを提供してはならない。

第20条 事業者が、締結した協定が次の各号のいずれかに該当すると証明できた場合、本法第17条、第18条第1項、第19条の規定を適用しない。

- (1) 技術改善、新製品の開発を研究するためである場合。
- (2) 製品の品質を向上し、コストを下げ、効率を高めるために、製品の規格、基準を統一する、又は専門化の分業を行なうためである場合。
- (3) 中小経営者の経営効率を高め、中小経営者の競争力を高めるためになされる場合。
- (4) エネルギーの節約、環境保護、災害の救済など社会の公共利益の実現のためのものである場合。
- (5) 不景気による販売量の深刻な減少を緩和するため、若しくは、顕著な生産過剰を緩和するためになされる場合。
- (6) 対外貿易と対外経済協力の正当な利益を保障するためになされる場合。
- (7) 法律と国務院が定めるその他の事由。

前項第1号から第5号の事由にあたり、本法第17条、第18条第1号、

第19条の規定が適用されない場合、事業者は、締結した協定が関連市場の競争を深刻に制限しないことを証明しなければならない、且つ、これにより生じた利益を消費者が享受できるようにしなければならない。

第21条 事業者団体は、当該業種の事業者を組織して本章に禁止する独占行為に従事してはならない。

第3章 市場における支配的地位の濫用

第22条 市場支配的地位を有する事業者が次に掲げる市場支配的地位を濫用する行為に従事することを禁止する。

- (1) 不公正な高価格で商品を販売する或いは不公正な低価格で商品を購入すること。
- (2) 正当な理由なく、コストを下回る価格で商品を販売すること。
- (3) 正当な理由なく、取引の相手方との取引の実施を拒絶すること。
- (4) 正当な理由なく、取引の相手方が自己とのみ取引を行なうように制限すること、或いはそれ（市場支配的地位を有する事業者）が指定する事業者とのみ取引を行なうように制限すること。
- (5) 正当な理由がなく商品を抱合せ販売、或いは取引時に、その他の不合理な取引条件を付け加えること。
- (6) 正当な理由なく、条件の同じ取引の相手方に対して、取引価格などの取引条件上、差別的待遇を行なうこと。
- (7) 國務院の独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為。

市場支配的地位を有する事業者は、データ、計算方法、技術及びプラットフォームの規則を用いて、前項に規定する市場支配的地位を濫用す

る行為に従事してならない。

本法に言う市場支配的地位とは、事業者が関連市場において商品価格、数量、或いはその他取引条件を規制できること、或いはその他事業者が関連市場へ参入することを阻害したり影響を及ぼしたりすることのできる能力を備える市場における地位を指す。

第23条 事業者が市場支配的地位を有すると認定するには、次の要素に基づかなければならない。

- (1) 当該事業者の関連市場における市場シェア、関連市場の競争状況。
- (2) 当該事業者が販売市場、或いは原材料調達市場をコントロールする能力。
- (3) 当該事業者の財力と技術的条件。
- (4) その他事業者が取引において当該事業者に依存している度合。
- (5) その他事業者が関連市場へ参入する容易性。
- (6) 事業者の市場支配的地位の認定に関連するその他の要因。

第24条 以下の事由のいずれかに該当する場合、事業者が市場支配的地位を有すると推定することができる。

- (1) 事業者の関連市場占有率が2分の1に達する場合。
- (2) 関連市場における二つの事業者の合計シェアが3分の2に達する場合。
- (3) 関連市場における3つの事業者の合計シェアが4分の3に達する場合。

前項の第2号、第3号に定める事由があたる場合、そのうち、事業者のシェアが10分の1に満たない場合には、当該事業者が市場支配的地位を有すると推定してはならない。市場支配的地位を占めると推定される事業者が、証拠をもって市場支配的地位を有していないことを証明す

ることができる場合、その市場支配的地位を認定してはならない。

第4章 企業結合

第25条 事業者の集中とは、以下の列挙する状況を指す。

- (1) 事業者の合併
- (2) 事業者が株式或いは資産を取得する方法をもって、他の事業者の支配権を取得すること。
- (3) 事業者が契約などの方法で他の事業者の支配権を取得すること、或いは他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること。

第26条 企業の結合が国務院の定める申告基準に達する場合、事業者は、事前に国務院独占禁止法執行機関に届出をしなければならず、届出をしない場合は、企業結合を実施してはならない。

企業結合が国務院の定める申告基準を満たしていないが、事業者の集中が競争を排除または制限する効果を有し、または有する可能性があるという証拠がある場合、国務院の独占禁止法執行機関は事業者に対して申告を要求することができる。

事業者が前2項の規定による申告を行わない場合、国務院の独占禁止法執行機関は、法律に基づいて調査をしなければならない。

第27条 事業者の集中が以下に列挙する事由のいずれかに該当する場合、国務院の独占禁止法執行機関へ申請しなくてもよい。

- (1) 集中に参加する1つの事業者がその他各事業者の100分の50以上の議決権を有する株式或いは資産を有する場合。
- (2) 集中に参加する各事業者の100分の50以上の議決権を有する株式又

は資産を同一の集中に参加しない事業者が有する場合。

第28条 事業者は国務院の独占禁止法執行機関へ企業結合を申請する場合、以下に列挙する書類、資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書。
- (2) 企業結合が市場競争に係る状況に対する影響の説明。
- (3) 企業結合に関する協定。
- (4) 企業結合に参加する事業者が会計事務所の監査を経た前会計年度の財務会計報告書。
- (5) 国務院独占禁止法執行機関が定めるその他書類、資料。

申請書には、企業結合に参加する事業者の名称、住所、事業範囲、実施を予定する企業結合の日時と国務院の独占禁止法執行機関が定めるその他事項を明記しなければならない。

第29条 事業者の提出した書類、資料に不備のあった場合、国務院の独占禁止法執行機関の定める期限内に書類、資料を補充して提出しなければならない。事業者が期日を過ぎても書類、資料を補完しない場合は、申告されていないものとみなす。

第30条 国務院の独占禁止法執行機関は、事業者が提出した本法第28条の規定に該当する書類、資料を受領した日から30日以内に、申告した事業者の集中に対する基本的な審査を実施し、更に審査を実施するかどうかの決定を行い、且つ書面をもって事業者へ通知しなければならない。事業者は、国務院の独占禁止法執行機関が決定を下す前に、集中を実施してはならない。

事業者は、国務院の独占禁止法執行機関が更なる審査を実施しない決定を下し、又は期限が過ぎても決定を下さない場合、企業結合を実施す

ることができる。

第31条 国務院の独占禁止法執行機関が更なる審査の実施を決定した場合、決定日から90日以内に審査を終えなければならず、企業結合を禁止するかどうかの決定を出し、書面で事業者へ通知しなければならない。企業結合を禁止する決定を下した場合、理由を説明しなければならない。審査期間に、企業結合を実施してはならない。

以下に列挙する状況のいずれかに該当する場合、国務院独占禁止法執行機関は、書面をもって事業者に通知し、前項に定める審査期間を延長することができる。但し最長でも、60日を過ぎてはならない。

- (1) 事業者が審査期限の延長に同意する場合。
- (2) 事業者が提出した書類、資料が正確ではないため、更に確認する必要がある場合。
- (3) 事業者が申告した後に、関連する状況に重大な変化が生じた場合。

国務院独占禁止法執行機関が、期限を過ぎても決定を下さない場合、企業結合を実施することができる。

第32条 以下に列挙する状況のいずれかに該当する場合、国務院の独占禁止法執行機関は、企業結合に関する審査期間の計算の中止を決定し、且事業者に書面をもって通知することができる。

- (1) 事業者が規定に従って書類や情報を提出しなかったことで審査を行うことができない場合。
- (2) 企業結合の審査に重大な影響をもたらす新たな事情又は事実が発生し、その事実を確かめなければ審査を行うことができない場合。
- (3) 企業結合に付け加えた制限条件に対する更なる評価が必要であり、事業者から停止を請求された場合。

審査期間は、審査期間の計算を中断する状況がなくなった日からその

計算が継続され、国務院の独占禁止法執行機関は、事業者に書面をもって通知しなければならない。

第33条 企業結合を審査する場合、以下に列挙する要素を考慮しなければならない。

- (1) 企業結合に参加する事業者の関連市場シェア及び市場に対する規制力。
- (2) 関連市場の市場集中度。
- (3) 企業結合が市場の参入、技術の進歩に与える影響。
- (4) 企業結合が消費者とその他関連の事業者に与える影響。
- (5) 企業結合が国民経済の発展に与える影響。
- (6) 国務院独占禁止法執行機関が考慮すべきと考える、市場競争に影響を与えるその他の要素。

第34条 企業結合が競争を排除、制限する効果をもたらす或いはもたす可能性がある場合、国務院の独占禁止法執行機関はその企業結合を禁止する決定を下さなければならない。但し、事業者が、当該企業結合の競争で生じる有利な影響が明らかに不利な影響を上回ることを証明することができる場合、或いは社会の公共利益に合致する場合、国務院独占禁止法執行機関は企業結合に対する禁止を与えない決定を下すことができる。

第35条 国務院の独占禁止法執行機関は、禁止されていない企業結合に対し、企業結合が競争生産に対して生み出す不利な影響を減少させる条件を付加することを決定することができる。

第36条 国務院の独占禁止法執行機関は、企業結合を禁止する決定、

或いは企業結合に対する制限性の条件を付加する決定を、速やかに社会へ公表しなければならない。

第37条 国務院反独占取締機関は、企業結合の分類・等級審査制度を改善し、国民生活などの重要分野における企業結合の審査を法律に基づいて強化し、審査の質と効率を向上させなければならない。

第38条 外資が国内企業の買収、或いはその他の方法で経営の企業結合に参加し、国家の安全に関わる場合、本法の規定に基づき企業結合を審査する以外に、更に国家の関連規定に基づいて、国家安全審査を行わなければならない。

第5章 行政権力濫用による競争の排除、制限

第39条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織は、行政権力を濫用して、組織または個人を規制し、或いは別の形で規制し、その指定する事業者が提供する商品を経営、購入、使用させてはならない。

第40条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織は、行政権力を濫用して、経営者と協力協定、覚書を結ぶなどの方法通じて、他の事業者の関連市場への参入を妨げ、或いは他の事業者に不平等な扱いを行い、競争の排除、制限をしてはならない。

第41条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織は行政権力を濫用し、以下に列挙する行為を実施し、商品の

地区間における自由な流通を妨害してはならない。

- (1) 他の地区の商品に対する差別的な料金項目を設定すること、或いは差別的な料金基準を実施すること、或いは差別的な価格を定めること。
- (2) 他の地区の商品に対して、当該地の商品と異なる技術的要求、検査基準を求めること、或いは別の地区の商品に重複検査、重複認証など差別的な技術的措置を採用し、他の地区の商品が当該地の市場に参入することを制限すること。
- (3) 別の地区の商品に対して専門の行政許可を採用し、他の地区の商品が当地の市場に参入することを制限すること。
- (4) 検問所を設置する或いはその他の手段を採用すること、他の地区の商品が参入すること、または当地の商品が出ていくことを妨害すること。
- (5) 商品が地区間で自由に流通することを妨害するその他の行為。

第42条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織は、行政権力を濫用し、差別的な資質の要求、審査・評価基準を設定し、或いは法に依らない情報を公開する等の方法により、事業者が入札応札活動に参加すること及びその他の経営活動を排斥または制限してはならない。

第43条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織は、行政権力を濫用し、当地の事業者と不平等な待遇を採用する等の方法により、他の地区の事業者が当地区での投資或いは支店機関の設置に排斥、制限、強制的或いは形を変えた強制を行なってはならない。

第44条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を

有する組織は、行政権力を濫用し、事業者が本法で定める独占行為に従事することに強制或いは形を変えた強制を行ってはならない。

第45条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織は、行政権力を濫用し、競争の排除、制限を行う内容を含む規定を制定してはならない。

第6章 独占行為の嫌疑に対する調査

第46条 独占禁止法執行機関は、法に基づいて独占行為の嫌疑に対する調査を行う。

独占行為の嫌疑に対して、如何なる組織と個人も独占禁止法執行機関へ告発する権利を有する。独占禁止法執行機関は、告発者のために秘密を守らなければならない。

告発が書面による形式で、且つ関係する事実と証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。

第47条 独占禁止法執行機関が独占行為の嫌疑を調査する場合、以下に列挙する措置をとることができる。

- (1) 調査を受ける事業者の営業場所或いはその他の関連場所へ立ち入り検査を行うこと。
- (2) 調査を受ける事業者、利害関係者またはその他関係する組織或いは個人へ質問し、関係する状況の説明を求めること。
- (3) 調査を受ける事業者、利害関係者或いはその他関係する組織若しくは個人の関連の書類、協定、会計帳簿、業務書簡、電子データなどの文書、資料を検閲、複製すること。

- (4) 関連する証拠を押収すること。
- (5) 事業者の銀行口座を調査すること。

前項に定める措置を取る場合、独占禁止法執行機関の主要責任者に書面をもって報告し、許可を経なければならない。

第48条 独占禁止法執行機関が独占行為の嫌疑を調査する場合、執務する人員は2名を下回ってはならず、且つ執務証明書を提示しなければならない。

執務者が問い合わせと調査を行う場合、その調査記録を作成し、且つ被質問者、または被調査者から署名をもらわなければならない。

第49条 独占禁止法執行機関及びその業務人員は法律の執行過程で知り得た商業機密、個人のプライバシーと個人情報に関して法に基づく守秘義務を負う。

第50条 調査を受ける事業者、利害関係者或いはその他の関係組織或いは個人は、独占禁止法執行機関の法に基づく職務の履行に協力しなければならない、独占禁止法執行機関の調査を拒絶、妨害してはならない。

第51条 調査を受ける事業者、利害関係者は意見を陳述する権利を有する。独占禁止法執行機関は、調査を受ける事業者、利害関係者が提出した事実、理由と証拠に対して事実の確認を行なわなければならない。

第52条 独占禁止法執行機関は、独占行為の嫌疑に対する調査確認を行った後に、独占行為であると認める場合、法に基づいてその処分を決定しなければならない且つ社会へ公表することができる。

第53条 独占禁止法執行機関が調査する独占行為の嫌疑に対して、調査を受ける事業者が、独占禁止法執行機関が認める期限内に具体的な措置をとって当該行為による結果を解消させた場合、独占禁止法執行機関はその調査中止を決定することができる。調査中止の決定は、調査を受ける事業者が承諾した具体的な内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機関は調査の中止を決定する場合、事業者が承諾した状況の履行に対する監督を行なわなければならない。事業者がその承諾を履行した場合、独占禁止法執行機関は調査の終了を決定することができる。

以下に列挙する事由のいずれかに該当する場合、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない。

- (1) 事業者がその承諾を履行しない場合。
- (2) 調査の中止の決定を行った根拠となる事実と重大な変化が生じた場合。
- (3) 調査の中止の決定は事業者が提供した不完全な或いは真実でない情報に基づいて行われた場合。

第54条 独占禁止法執行機関は、行政権力の濫用による競争排除・制限の疑いについて、法律に基づいて調査し、関連組織或いは個人は協力しなければならない。

第55条 事業者、行政機関及び法令により公共事務を処理する権限を与えられた組織が本法の規定に違反する疑いがある場合、独占禁止法執行機関はその法定代理人或いは責任者から事情聴取し、改善策の提出を求めることができる。

第7章 法的責任

第56条 事業者が本法の規定に違反し、独占協定を締結し、且つ実施した場合、独占禁止法執行機関は違法行為を停止するよう命じ、違法な所得を没収し、且つ前年度の売上高の100分の1以上100分の10以下の罰金に処する。締結された独占協定をまだ実施していない場合は、500万元以下の罰金に処することができる。独占協定を締結し実施していない場合、300万元以下の罰金に処することができる。事業者の法定代理人、主な責任を負う責任者及び直接的な責任者は締結した独占協定につき個人責任を負い、100万元以下の罰金に処することができる。

事業者は、その他の事業者を組織して独占協定を締結すること或いはその他の事業者のために独占協定を締結することに実質的に援助した場合、前項の規定を適用する。

事業者が自発的に独占禁止法執行機関へ独占協定に係る状況を報告し且つ重要な証拠を提供した場合、独占禁止法執行機関は当該事業者に対する処罰は軽減或いは免除を酌量することができる。

事業団体が本法の規定に違反し、当該業種の事業者を組織して独占協定を締結した場合、独占禁止法執行機関は、その改善を命じ、300万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合は、社会団体登記管理機関が法に基づき登記を抹消することができる。

第57条 事業者が本法の規定に違反し、市場支配的地位を濫用した場合、独占禁止法執行機関は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収すること、且つ前年度の売上高の100分の1以上100分の10以下の罰金に処することができる。

第58条 事業者は、本法の規定に違反し企業結合を実施し、かつ競争

の排除、競争を制限する効果があるか或いはありうる場合、国务院の独占禁止法執行機関が企業結合の実施の停止、期限付きで株式または資産の処分、期限付きで営業の譲渡及びその他必要な措置をとって企業結合以前の状態を回復するよう命じ、前年度の売上高の100分の1以上100分の10以下の罰金に処する。競争を排除、制限する効果のない場合、500万元以下の罰金に処することができる。

第59条 本法第56条、第57条、第58条に定める罰金に対して、独占禁止法執行機関は具体的な罰金の金額を確定する時、違法行為の性質、程度と継続期間、違法行為の効果を無くす状況などの要素を考慮しなければならない。

第60条 事業者が独占行為を実施し、他人に損失をもたらした場合、法に基づき民事責任を負う。

事業者が社会の公益を害する独占的行為を実施する場合、市レベル以上の人民検察院は、法律に基づいて人民法院において民事公益訴訟を起すことができる。

第61条 行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織が行政権力を濫用し、競争の排除、制限行為を実施した場合、上級機関からは是正を命じる。直接責任を負う主管人とその他直接責任者を法に基づき処分する。独占禁止法執行機関は、関連の上級機関へ法に基づく処分の意見を提出することができる。

行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理する機能を有する組織は是正に関する状況について上級機関と独占禁止法執行機関に書面をもって報告しなければならない。

法律、行政法規は行政機関と法律、法規が授権した公共事務を管理す

る機能を有する組織が行政権力を濫用し、競争の排除、制限行為を実施したことの処分について、別段規定のある場合は、その規定に従う。

第62条 独占禁止法執行機関が法に基づき実施する審査と調査に対して、関連資料、情報の提供を拒絶すること、或いは虚偽の資料、情報を提供すること、或いは証拠を隠匿、毀損、移動させること、または調査を拒絶、妨害することその他のことを行った場合、独占禁止法執行機関は是正を命じ、組織に対して前年度の売上高の100分の1以下の罰金に処し、前年度に売上がない或いは売上を計算することが難しい場合、50万人民元以下の罰金を処する。個人に対して50万人民元以下の罰金を処する。

第63条 本法の規定に違反し、これらの状況が特に重大であり、かつ特に悪い影響を与え、また特に重大な結果をもたらす場合、国务院の独占禁止法執行機関は、本法第56条、第57条、第58条及び第62条に規定する罰金の額の2倍以上5倍以下の割合で、具体的罰金額を確定することができる。

第64条 本法の規定に違反して行政処分を受けた事業者は、関連する法規に基づいて信用記録に記載され、公表される。

第65条 独占禁止法執行機関が本法第34条、第35条に基づき下した決定に対して不服がある場合、先に法に基づいて行政不服を申し立てることができる。行政不服の決定に不服がある場合、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機関が下した前項の規定以外の決定に対する不服がある場合、法に基づく行政不服の申立て或いは行政訴訟を提起することが

できる。

第66条 独占禁止法執行機関の職員がその職権を濫用し、職務を怠り、個人の利益を図るために不正行為を働き、或いは法律の執行過程で知り得た商業上の機密、個人のプライバシー及び個人情報をも漏洩し、犯罪を構成した場合、法に基づき処分を与える。

第67条 この法律の規定に違反し、罪を犯した場合、法に基づいて刑事責任を追及される。

第8章 附則

第68条 事業者が知的財産権に係る法律、行政法規の規定に基づいて知的財産権を行使する行為に対しては、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除、制限する行為には、本法を適用する。

第69条 農業生産者及び農村経済組織が農業製品の生産、加工、販売、輸送、貯蔵などの経営活動において実施する連合または協力的行為には、本法を適用しない。

第70条 本法は2008年8月1日から施行する。